

東大泉二丁目町会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 会は東大泉二丁目町会と称する。

第 2 条 会は練馬区内の町内に居住し、会の趣旨に賛同する会員（1世帯単位）を以って組織する。

第 3 条 会の住所は会長宅とする。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 会は会員相互の親睦と福祉の増進を図り、公民としての自治生活の向上に努めると共に、必要なる官公庁、その他の機関との連絡をなすを目的とする。

第 5 条 会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行うものとする。

1. 会員の慶弔に関する事項

慶 75 歳になった方、小学1年生になった方。

弔 大人 5,000

小人 3,000

特別の場合別途協議する。

2. 保健衛生に関する事項（保健所との連絡、衛生関係他）

3. 交通及び治安に関する事項（防犯・防災・交通道路・公害防止関係・その他）

4. 文化及び教育に関する事項（文化教養の推進関係・学校官公庁との連絡・その他）

5. 社会事業に関する事項（民生委員・その他との連絡及び協力・その他募金関係）

6. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第 3 章 役 員

第 6 条 会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 若干名

会 計 3 名

書 記 若干名

監 査 3 名

班 長 各地区1名

第 7 条 会長及び副会長・会計・書記・監査・女性部長・副部長は、役員の互選で定める。

班長は、地域代表者を以ってこれにあてる。

第 8 条 会長は会を代表し、会務を総括し、役員会を招集し、会議の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

会計は会の経理を担当する。班長は会長の指示に従い各分掌事項を担当、会の重要事項を審議決定する。監査は会の業務の執行状況及び会計を監査する。

女性部を置く。

1. 部 長 1 名

2. 副部長 若干名

女性部は会長と連絡をとり会務全体の向上を図る。

第 9 条 会は必要あるときは、役員会の同意を得て顧問及び相談役を置くことが出来る。

顧問は特別会員に準じ、特別年会費を徴収出来るものとする。

又、相談役は原則として、会の会長を退任した人が就任するものとする。

第 10 条 会の構成地域を14地区に分ち、班長は各地区の推薦により選出する。

地域構成が多くなった場合は班名を以って分割する。

(例 第1地区 第1班 第2班として班長を選出する)

第 4 章 会 議

第 11 条 定期総会は毎年4月中に会員を以て開催する。但し会長が必要と認めたときは臨時にこれを開くことができる。定期総会には次の事項を夫々報告し、又は議案として審議決定しなければならない。

1. 前年度の事業報告と決算の承認

2. 新年度の事業計画及び予算

3. 役員の改選（会長・副会長・会計・書記・監査・女性部長 副部長の任期は2
ケ年とする）

4. 会則の変更

第 12 条 1. 役員会は正副会長が必要と認めた場合招集する。

2. 議決は出席者の多数決とする。

3. 会は役員会の議事録を作成保存しなければならない。

第 5 章 財産及び会計

第 13 条 会の資産は次に掲げるものとする。

1. 会の設立の日の有する財産

2. 会 費

3. 寄付金

4. 財産より生ずる収入

5. その他の収入

第 14 条 会の経費は前条の資産を以てこれに充てるものとする。

第 15 条 会の資産中現金は確実な金融機関に預け入れる。

第 16 条 会の事業会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第 17 条 会費は月額100円とする。

集金は各地区班長に於てこれを徴収する。会は必要あるときは役員会の同意を得て

特別会費を徴収することが出来る。特別会員は本人の申出に依りその限りでない。

会役員は一切の報酬を受けないものとする。

第 18 条 会の資産は第2章の目的及び事業以外に、支出又は流用することができない。

第 19 条 会の資産は記帳に記録し、之を保管するとともに会員の要求があれば閲覧に供しな
なければならない。

(2026年 5 月)